

# 意見募集要領

## 東大和市国土強靱化地域計画（案）に対する パブリックコメントを実施します。

東大和市では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、「国土強靱化地域計画」の策定を予定しています。このたび、東大和市国土強靱化地域計画（案）をとりまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。意見の提出方法等は次のとおりです。

### 1 名称

東大和市国土強靱化地域計画（案）

### 2 国土強靱化の目的

平成23年に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害となり、これまでのインフラ整備中心の防災・減災対策だけでは限界であることを示しました。そのため、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、「国土強靱化」の理念のもと、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することとしたものです。

### 3 東大和市国土強靱化地域計画の策定概要

国土強靱化基本法に基づき都道府県及び市町村が定めることができることとされている計画です。

市では、これまで、東大和市地域防災計画の見直しや事業継続計画（地震編）の策定、ハザードマップの作成などを行い、災害に強いまちづくりを推進してきましたが、法の制定を踏まえ、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、市の強靱化に関する指針となる「東大和市国土強靱化地域計画」を策定し、国、東京都、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進するものです。

#### 4 案等の閲覧方法

- (1) 市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 市政情報コーナー（東大和市役所3階）
- (3) 文書閲覧 防災安全課（東大和市役所3階5番窓口）

※ 文書閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 5 ご意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

#### 6 ご意見の提出期間

令和3年9月15日（水）から令和3年10月14日（木）まで（必着）

※ 期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントのご意見として受付できませんのであらかじめご了承ください。

#### 7 ご意見の提出先、方法及び提出様式

- (1) 提出先  
総務部防災安全課（東大和市役所3階5番窓口）
- (2) 提出方法
  - 書面の持参 防災安全課（東大和市役所3階5番窓口）  
※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで
  - 郵送 〒207-8585 東大和市中心 3-930  
東大和市総務部防災安全課宛て
  - FAX 042-563-5931
  - 電子メール [bousaianzen@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:bousaianzen@city.higashiyamato.lg.jp)
- (3) 提出様式等  
様式は自由です（別紙「意見書参考様式」を適宜利用してください。）  
なお、提出にあたっては、次の区分により提出者に係る必要事項を明記してください。

提出者区分	必要事項
市内在住の個人	住所及び氏名
市内に事業所等を有する個人	事業所の名称、所在地及び氏名
市内に事業所等を有する法人等	事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
市内在勤の個人	勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
市内在学の個人	在学する学校の名称、所在地及び氏名
本計画に利害関係があると認められる個人	利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
本計画に利害関係があると認められる法人等	利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 8 提出された意見等を公表する時期

提出された意見の概要や意見に対する市の考え方は、令和3年11月初旬を目途に東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報除きます。

## 9 注意事項

- (1) 次の意見は受付できません。
  - 提出期間終了後に提出されたご意見
  - 電話及び窓口での口頭によるご意見
  - 「7 ご意見の提出先、方法及び提出様式 (3) 提出様式等」に掲げる必要事項の明記がないご意見
- (2) ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。